

令和８年度 明第２東地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 北松戸町会

（件 名） 町会・自治会等交付金と社会福祉協議会への会費について

（具体内容）

変遷はあるものの毎年、「町会・自治会等交付金」を市民自治課が窓口となって、町会加入世帯数に３００円を乗じた金額を交付金として町会等は市からいただいています。この趣旨は「松戸市町会・自治会等交付金交付要綱」の第１条に「交付金を交付することにより、市政の円滑な推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。」とあるように、市が町会・自治会へいくらかでも財政的支援をして町会・自治会の活動の支えをするというのが目的だと言えます。

一方、松戸市社会福祉協議会はホームページその他で一般世帯の会費として１世帯３００円の会費の設定をしています。社会福祉協議会の活動は大変重要なものであると認識しており、社会福祉協議会への会費を町会から支払うことに異議はないのですが、北松戸町会を含めて町会・自治会では、構成世帯数に３００円を乗じた金額を支払っているため、市からいただいた交付金の金額がそのまま社会福祉協議会へ流れているという実態があります。

町会・自治会活動等の活性化のための交付金であるとするならば、町会・自治会等交付金を増額し、社会福祉協議会の会費を支払っても一部が活動費として町会に残るようにしていただけないか。

（回 答）

- 町会・自治会等交付金につきましては、市政の円滑な推進及び地域の活性化を図ることを目的として交付しているものでございます。
- 市といたしましては、町会・自治会等では市の交付金やリサイクル活動奨励金等のほか、各会員から集めた会費等の全体収支の中で運営いただいているものと認識しております。
- しかしながら、松戸市社会福祉協議会も交付金と同額の１世帯３００円の会費を設定されており、実質、市の交付金を活性化に活用できていないというご指摘について、真摯に受け止め、今後の参考とさせていただきます。
- 引き続き、地域の活性化が図られるよう、町会・自治会等の実情に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと存じます。

（回答課）市民自治課